

平成 2 5 年 度

医薬品産業実態調査 医薬品卸売業の概要

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、医薬品卸売業の経営実態を把握し、医薬品産業の健全な発展に必要な施策を講ずるための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の対象

本調査の対象は、平成26年3月31日現在において薬事法に基づき卸売販売業の許可を受けて医薬品を販売し、又は授与している者のうち、日本医薬品卸売業連合会及び日本ジェネリック医薬品販社協会の会員企業を対象とした。

(3) 調査の内容

調査対象者の平成25年度分連結決算実績（原則、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に行われた決算。なお、連結決算を行っていない企業の場合は単体決算実績。）を調査した。

(4) 調査の方法

調査票の記入により回答を求めることとし、調査票の配布・回収は厚生労働省医政局経済課が行った。

2. 用語の解説

(1) 医薬品の範囲

医療用医薬品…医家・調剤薬局向け医薬品

一般用医薬品…薬局・薬店向け医薬品（配置用医薬品を含む）

体外診断薬…医家向け臨床検査用の試薬

原料その他…小分け用製剤、製剤原料等

(2) 後発医薬品の定義

既承認医薬品と有効成分が同一であって、投与経路、用法、効能及び効果が同一である医薬品である。通常、先発品である既承認医薬品の再審査期間及び特許期間経過後に市場に出される医薬品。

(3) 取扱区分

医療用専業：医薬品売上高のうち医療用医薬品売上高の占める割合が70%以上の者

後発品専業：医療用医薬品売上高のうち後発医薬品売上高の占める割合が70%以上の者

一般用専業：医薬品売上高のうち一般用医薬品売上高の占める割合が70%以上の者

医療用及び一般用兼業等：上記以外で医薬品を販売している者

3. その他

(1) 平成25年度調査より、調査票の記載方法や調査項目の見直しを行ったことに伴い、次頁のとおり集計表も一部変更を行っている。

(2) 各集計表においては、調査事項について一部未記入での提出企業もあるため、合計集計企業数等一致しない場合もある。

(3) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入したもののなので、内訳合計と総計とは、一致しない場合もある。

医薬品卸売業調査票 変更の概要

1.「経営成績及び財政状態について」

- ①決算状況報告（セグメント情報を含む）において、連結決算・単体決算の一本化により記載事項を簡素化

※詳細につきましては調査票・回答票を御確認下さい。

- ②「販売先別の医療医薬品未妥結売上高」・「医療用医薬品の仕入状況」について調査項目の見直しにより調査を廃止

2.「税制の適用を受ける設備投資額(単体のみ)」

調査項目の見直しにより調査を廃止

3.「事業継続計画(BCP)について」

調査項目の見直しにより事業継続計画の策定内容に係る調査項目を縮小